

無線 LAN 内蔵モデム利用規約

目 次

第 1 条	総 則
第 2 条	利用申込
第 3 条	最低利用期間
第 4 条	料 金
第 5 条	サービスの提供
第 6 条	無線 LAN 内蔵モデムについて
第 7 条	接続設定
第 8 条	無線 LAN 内蔵モデムの故障等
第 9 条	サービスの解約
第 10 条	責任の範囲
第 11 条	その他
附 則	
別 表	

第1条 (総 則)

1. 西九州電設株式会社（以下「当社」といいます）は、当社インターネット接続サービスの加入者（以下「加入者」といいます）を対象に提供する「無線 LAN 内蔵モデム」（以下「本サービス」といいます）に関して、当社所定の申込み手続きを完了し利用する者（以下「利用者」といいます）に対し、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めるものとします。
2. 契約者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。
3. 当社は、本サービスの契約者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条 (利用申込)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申込みのものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、無線 LAN アダプター（無線 LAN カード、無線 LAN 内蔵パソコン等）が必要となります。
3. 当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合。
 - (2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - (3) 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合。
 - (4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - (5) 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (6) 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると判断する場合。
 - (7) その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者とするのを不相当と判断する場合。

第3条 (最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、料金発生月より 24 ヶ月とします。
2. 最低利用期間内の解約の場合、当社が別途定める違約金（別表参照）をお支払いいただきます。

第4条 (料 金)

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

第5条 (サービスの提供)

1. 本サービスは、無線 LAN 機能を内蔵した専用の端末接続装置（以下「無線 LAN 内蔵モデム」といいます）を利用者に貸与するサービスです。
2. 無線 LAN 内蔵モデム設置作業は、当社にて行います。
3. 既に当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置（ケーブルモデム）を交換させていただきます。
4. 交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。
5. 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される IEEE802.11b/g/n 準拠の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第6条 (無線 LAN 内蔵モデムについて)

1. 利用者は無線 LAN 内蔵モデムから LAN ケーブルによる有線接続、及び無線 LAN 接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。
2. 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線 LAN 内蔵モデムの設定を行うことができます。但し、利用者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。
3. 本サービスは、無線 LAN 内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。無線 LAN 内蔵モデムの脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 無線 LAN 内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定を復元することはできません。
5. 当社は、利用者宅無線 LAN 内蔵モデムの障害の切り分けのため、無線 LAN 内蔵モデムの設定変更、及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。
6. その他、無線 LAN 内蔵モデムの扱いは、約款に準じます。

第7条 (接続設定)

1. 無線 LAN 内蔵モデム設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。
2. 無線 LAN 内蔵モデム設置時、または設置後に利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料をいただきます。
3. 利用者が無線 LAN 接続を行う場合、当社が設定した WPS 方式及び SSID、WPA 暗号キーの入力による方式によって、無線 LAN 内蔵モデムに接続するものとします。
4. 本サービスは、全ての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

第8条 (無線 LAN 内蔵モデムの故障等)

1. 利用者の責によらない無線 LAN 内蔵モデムの故障は、無償にて交換いたします。

2. 利用者の責による無線 LAN 内蔵モデムの故障・破損及び紛失については、当社が別途定める代金（別表参照）をお支払いいただくものとします。
3. 無線 LAN 内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更します。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第9条（サービスの解約）

1. 本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を通知していただくものとします。
2. 本サービスは、インターネット接続サービスの付加機能（オプションサービス）となりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。
3. 本サービスの解約にあたり、無線 LAN 内蔵モデムの交換、撤去が必要となる場合は、別途工事費用が必要となります。

第10条（責任の範囲）

1. 本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に損害を与えた場合、当社は一切の責任も負わないものとします。
2. 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線 LAN 内蔵モデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
3. 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第11条（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

附 則

本利用規約は、2013年8月1日から施行します。

別 表

内 容	金 額
違約金（最低利用期間内解約）	5,250 円
無線 LAN 内蔵モデム（故障・破損および紛失等）	31,500 円